



令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人 プール学院

準 備 書 面 (4)

令和2年10月16日

大阪府労働委員会会長 殿

被申立人代理人

弁護士 傑 正 市



同(担当) 小川洋一



- 1 令和2年2月17日は、■事務局長の予定が空いている時間であれば応ずるとの回答をしたのに対し、申立人が終了時刻を了解しなかったので、事前折衝に応じることができないことを明言している(乙1号証)。同日夕刻の門前においては、■総務部長が、■事務局長が不在であることと校内で団交ができない理由を説明している。
- 2 乙2号証18頁15行目の「既に決定した」との発言の意図については、以下の通りである。■事務局長は甲12号証を読み上げているのであるが(同頁6行目)、同書面には決定事項(甲12号証2~5項)と検討中の事項(甲12号証1項)の両方が記載されており、その両者について、決定している旨を発言したのである。
- 3 第2回の団交においてのやりとりにも、混乱が見られるが、非常勤講師に対する賃金引き下げが決定されたのは、令和2年3月2日の常務理事会である。
- 4 11月に開催した説明会において、申立人は、意見を聞いていない旨を主張しているが、質問を受け付け回答もしている(甲14号証)。

以 上

